

# 正しく知って しっかり支える ～虐待防止の基礎知識～

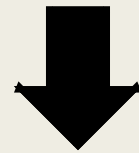
令和8年度 愛知県障害者虐待防止・権利擁護研修  
社会福祉法人ひまわり福祉会  
凧の丘 中上 晋一

# 今回の内容

- 障害者虐待についての情報提供
- 「障害者の虐待防止と対応の手引き」をもとに・・・  
虐待防止に必要な基礎知識を得る  
虐待防止法・虐待の種類・身体拘束について 等
- 聞くだけでなく、グループワークで意見を発信する

# 今回の講義の目的

「虐待」を減らすためにどうすればよいか？



- 「虐待」についての正しい知識を得る
- 「不適切と思われる支援」を見た時の対応を知る
- 不適切な支援（＝権利侵害）  
に敏感に気付けるようになる

# 「手引き」について

- 正式名称が「障害者福祉施設等における 障害者虐待の防止と対応の手引き」
- 「手引き」令和7年6月版をもとに解説。
- 今回の資料に、手引き内のページ番号を記載

P〇～

**「虐待」について・・・**

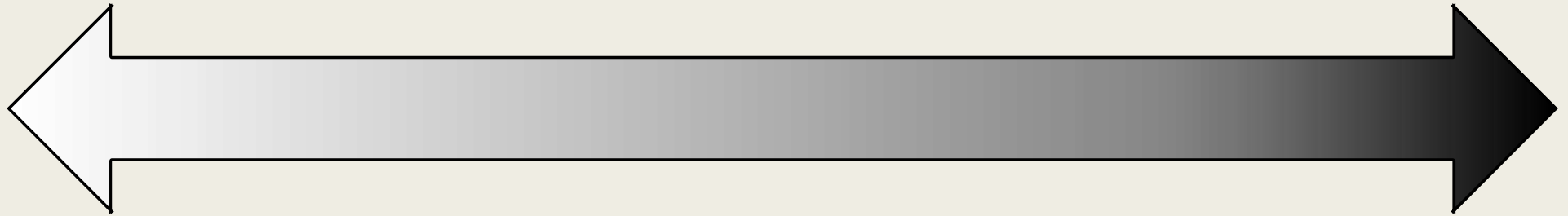
**皆さんは虐待と聞いて何を思いますか？**

- 絶対にあってはならないこと？
- 我々には関係のない世界のこと??

虐待は「支援の延長線上」にある

適切

虐待



- われわれの業務の中には、グレーな支援がたくさんあり、一歩間違うと虐待に近づいていきます

# 「虐待をしないように」ではない

- 虐待をしないように気をつけよう ではなく、

利用者にとってよい支援をしよう

が 本日お伝えしたいことのすべてです。  
その前提として、虐待防止の基礎をお伝えします。

## 障害者権利条約のキーワード

- 「わたしたちのことを、わたしたち抜きで  
決めないで」

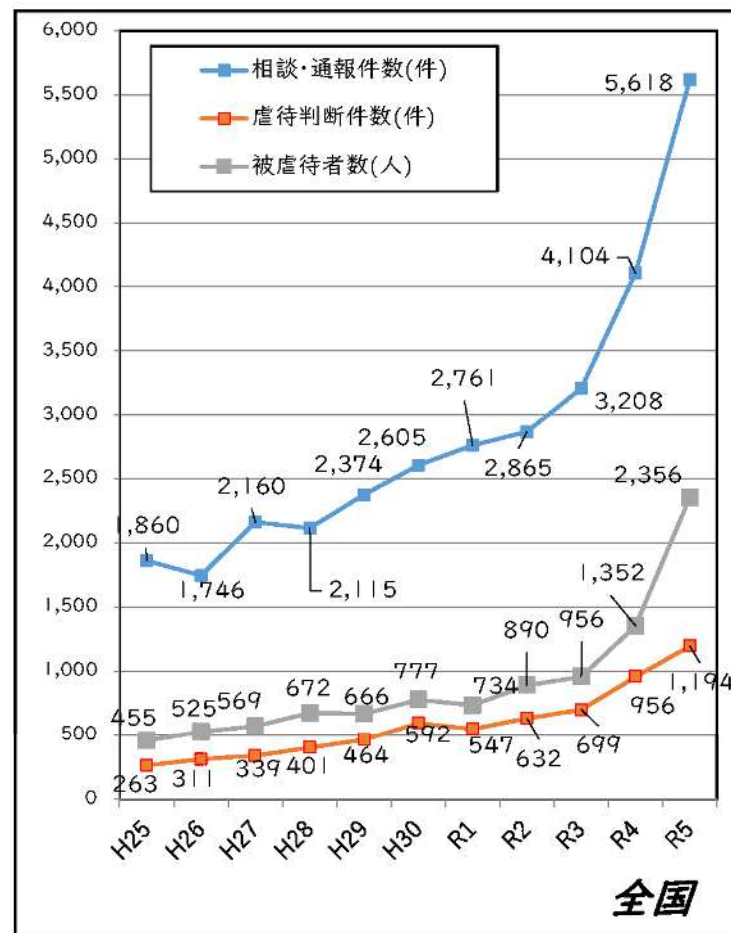
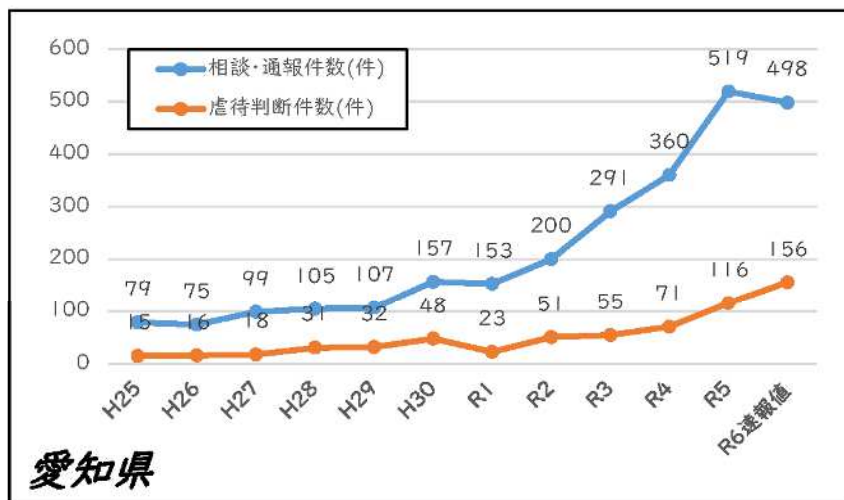
Nothing About us without us (2006)

# 障害者虐待事例の経年比較

本県の  
障害者虐待の動向等

## 障害福祉施設従事者等による障害者虐待

- ✓ 相談・通報件数は、昨年と同等
- ✓ 虐待判断件数は、増加傾向
- ✓ 全国と愛知県の経年変化は概ね一致

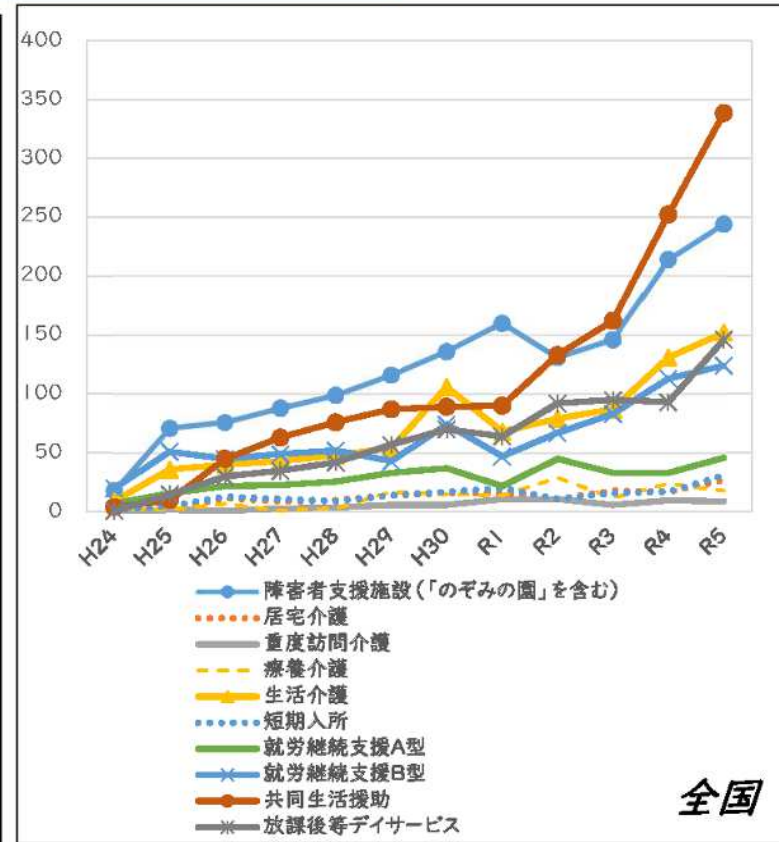
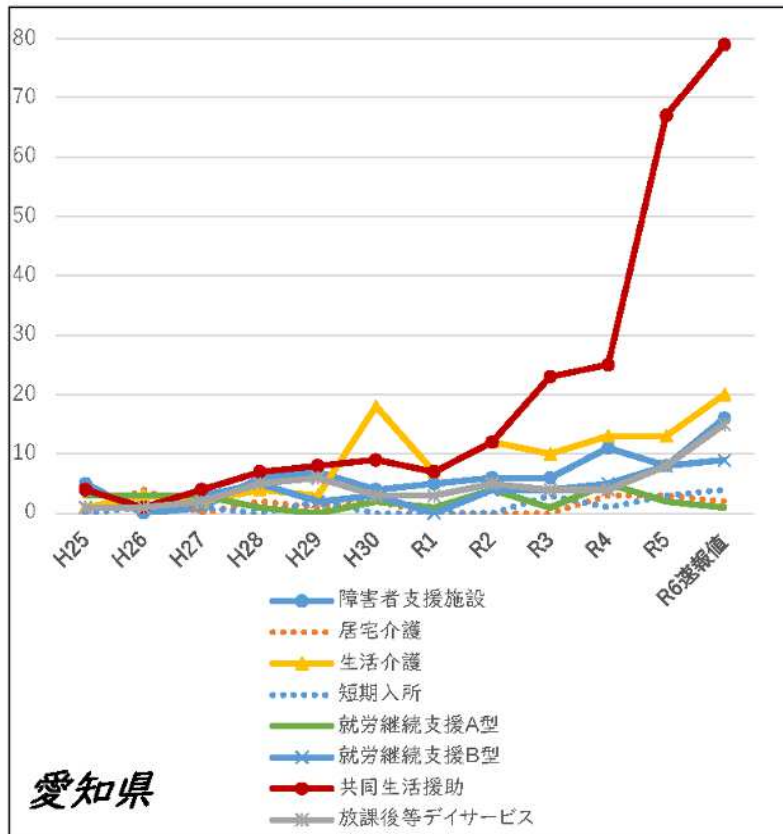


注：平成24年度のデータは下半期のみのデータであり、経年比較としては平成25年度以降が対象。

# 障害者福祉施設従事者等 による障害者虐待

本県の  
障害者虐待の動向等

施設従事者虐待：施設・事業所種別  
※件数の多い施設・事業所のみ



# 事業種別ごとの虐待判断数（愛知県・全国）

年度	入所	居宅	重訪	生介	短期	A型	B型	GH	相談	児発	放デイ	その他
2023	8	3	0	13	3	2	8	67	0	0	8	4
	6.9%	2.6%	0%	11.2%	2.6%	1.7%	6.9%	57.8%	0%	0%	6.9%	3.4%
2022	11	3	0	13	1	5	5	25	0	2	4	2
	15.5%	4.2%	0%	18.3%	1.4%	7.0%	7.0%	35.2%	0%	2.8%	5.6%	2.8%
2021	6	0	0	10	3	1	4	23	1	0	4	3
	10.9%	0%	0%	18.2%	5.5%	1.8%	7.3%	41.8%	1.8%	0%	7.3%	5.5%
2020	6	3	1	12	0	4	4	12	0	0	5	4
	11.8%	5.9%	2.0%	23.5%	0.0%	7.8%	7.8%	23.5%	0%	0%	9.8%	7.8%
2019	5	0	0	7	0	1	0	7	0	0	3	0
	21.7%	0%	0%	30.4%	0%	4.3%	0%	30.4%	0%	0%	13%	0%
全国	244	27	9	152	31	46	124	338	6	24	146	
(2023)	20.4%	2.3%	0.8%	12.7%	2.6%	3.9%	10.4%	28.3%	0.5%	2.0%	12.2%	
全国	214	17	10	131	17	33	113	252	5	20	93	
(2022)	22.4%	1.8%	1.0%	13.7%	1.8%	3.5%	11.8%	26.4%	0.5%	2.1%	9.7%	

※福祉ホームは0件

愛知県・厚労省資料より抜粋

# 利用者を長時間支援する構造になっている

- 昼間だけ等の限られた時間ではなく、長時間の支援を行う形態となっている。金銭管理等も行い、生活の多くの場面で支援を担うことが多い
- 障害の重い方を長時間支援する環境では、生活上強い配慮を必要とし、周困との摩擦も多くなる

# 密室が多く、問題があっても外に出にくい

- 入所施設やグループホームは外部の目が入りにくく、事件、事故が起こっても外部に出にくい。
- 困ったときに困ったと言えない利用者がたくさんいる。

# 支援者と利用者の間で上下関係ができやすい

- 生活するうえで多くの支援を必要とする利用者は、支援者がいないと生きていけない。そのため支援者と利用者の上に上下関係が生まれやすい。
- 自宅で受け入れられない家族は、何か問題があっても預け続けるしかない

# 「虐待」に至る背景（一例）

- ① 対応の難しい利用者に対し、適切な支援の方法が見つからず結果的に不適切な対応をしてしまう。他に方法がなく仕方なく  
例：過剰なこだわりを制止する  
本人の要求と健康維持のバランスなど
- ② 「この行為は不適切である」ということを知らず、認識がない状態で不適切な支援をしてしまう。無意識の思い込み  
例：「呼び方（大人にちゃん付け）」の問題やからかいなど
- ③ そもそも障害者をひとつの人格として見ていない

# 虐待の増えている要因

- ①事業所数、利用者数ともに増え続けている
- 障害者数（障害者白書より）

障害種別	2006年	2023年
身体障害	351万人	436万人
知的障害	45万人	109万人
精神障害	258万人	614万人

- ②虐待に関する意識が向上し、以前は見逃されていた支援が問われる時代になっている

# 都道府県ごとの虐待数 2024 (障害者福祉施設従事者等による)

	都道府県	人口(2025)	通報	虐待と判断
1	東京都	14,047,594	688	108
2	愛知県	7,542,415	487	120
3	神奈川県	9,237,337	485	115
4	大阪府	8,837,685	481	106
5	千葉県	6,284,480	330	70
6	埼玉県	7,344,765	267	60

# 施設従事者による虐待の状況(愛知県)

年度	相談・通報件数	虐待と判断	全国の判断数
2024	498	156	
2023	519	116	1194
2022	360	71	956
2021	291	55	699
2020	200	51	632
2019	153	23	547

参考：手帳保持者数（愛知県）			
年度	身体	知的	精神
2023	233758	63880	92366
人口比	3.13%	0.85%	1.24%

## 手帳種別ごとの被虐待人数

年度	身体	知的	精神	発達	難病等	不明
2023	171	599	210	17	1	13
2022	16	65	12	1	0	2
2021	6	41	5	9	1	0
2020	10	49	6	2	0	6
2019	6	27	3	3	2	1

愛知県資料より抜粋

# 虐待等に関わる法律の動向

- 令和6年4月1日～ 精神科病棟での虐待に対する通報義務
- 令和7年10月1日～ 保育園、幼稚園における児童虐待の通報義務
- 令和8年10月1日～ カスハラ対策の義務化
- 令和8年12月25日～ こども性暴力防止法施行  
放課後等デイ・短期入所等の事業所も「認定」の対象

今後も、人権に関する基準はどんどん高くなっていく

# 1 障害者虐待防止法の成立

P2

(P61)

- 平成24年(2012年)10月1日に施行されました。
- この法律は、障害者に対する虐待が障害者の**尊厳**を害するものであり、障害者の**自立**及び**社会参加**にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止等に関する国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による障害者虐待の防止に資する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。（法第一条）

# かみくだくと・・・

- 虐待は障害者の**尊厳**を奪う行為である
- 虐待は利用者の**自立・社会参加**を**阻害**する  
「**共生社会の実現**」という理念に反する
- それらを予防するための法律

# 虐待防止法の正式名称

- 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律
- 養護者への支援も定義されている

# 虐待防止法の前提として



## ■ 日本国憲法第11条「基本的人権の尊重」

国民は、すべての**基本的人権**の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、**現在および将来の国民**に与えられる。

## ■ 第13条「個人の尊厳と幸福追求権」

すべて国民は、**個人として尊重**される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他国政の上で、**最大の尊重**を必要とする。

## 2 障害者虐待防止法の意義

P2 No.2

- 90年代に重大な障害者虐待事件が次々に明るみになる
- 障害者の多くは、自らSOSを訴えることができない
- 家族も「預かってもらっている」という意識から泣き寝入り
- 全ての国民が通報義務を負うことで、虐待を許さない社会に



# 障害福祉サービス事業者としての使命

P3 No.3

- ①利用者のニーズをもとにした支援
- ②利用者の意思決定を支援する
- ③説明のできる支援をする
- ④**合理的配慮**を行う

障害のある人が社会生活を送る上での障壁（バリア）となるものを（無理のない範囲で）取り除く

## 4 障害者虐待を契機に再生した事業所の事例

P3 No.4

- 虐待 = 不適切な支援の延長線上
- 不適切な支援が改善されたことで、利用者は安定した生活を得ることができ、事業所も適切な施設として生まれ変わった

# 中井やまゆり園の事例

- 令和3年に、神奈川県直営の事業所である「中井やまゆり園」にて、長時間の閉じ込め等の不適切支援が発覚。
- その後外部の協力もあり、大きく変革をしている
- 「問題行動を減少させる」方針から、「生活を豊かにする」方針へ転換し成果があった

## 5 通報は全ての人を救う

P4 No.5

- 深刻な虐待事案は、軽微な行為が放置されることによってエスカレートして起こっている。
- 利用者はもちろんのこと、虐待を行った職員は失職や刑事罰、事業所としても管理者の責任追及や行政処分など・・・
- 通報により利用者の被害を最小限にとどめ、職員、事業所もやり直す機会を得られるかもしれない。

# 通報について

- 障害者虐待防止法は虐待した人を罰する法律ではなく、障害がある方の権利擁護のための法律
  - 「虐待をしている」「されている」…**本人の自覚は問わない。**
  - 虐待か否かの**判断は**虐待防止センター等の**第三者機関が行う**
  - 通報者は法律によって保護される
  - 障害者虐待防止法
    - 秘密漏示罪、守秘義務違反などに問われない（第16条第3項）
    - 解雇その他の不利益な取扱いを受けない（第16条第4項）
- ※通報が虚偽、一般的に合理性が無い「過失」によるものを除く

# 「通報」というけれども

- 「警察に通報」等とは違い、虐待通報は罰を与えるための行為ではなく、あくまでも支援を改善するために行うもの。
- 「報告を通す」ということで、不適切支援をそのままにしないという意識が必要

# 相談・通報・届出者の内訳（愛知県・抜粋）

年度	本人	家族等	近隣	医機関	相談員	他施設職員	職員	元職員	設置・経営者	他利用者	行政職
2023	49	40	12	5	49	18	117	30	67	7	51
	9.3%	7.6%	2.3%	0.9%	9.3%	3.4%	22.2%	5.7%	12.7%	1.3%	9.7%
2022	37	19	10	2	47	22	98	15	55	5	20
	9.9%	5.1%	2.7%	0.5%	12.6%	5.9%	26.3%	4.0%	14.7%	1.3%	5.4%
2021	33	18	9	1	48	8	59	17	31	6	27
	11.5%	6.3%	3.1%	0.3%	16.7%	2.8%	20.5%	5.9%	10.8%	2.1%	9.4%
2020	35	25	12	2	31	11	57	7	23	4	2
	15.3%	10.9%	5.2%	0.9%	13.5%	4.8%	24.9%	3.1%	10.0%	1.7%	0.9%
2019	22	18	3	3	27	3	30	5	12	1	12
	14.0%	11.5%	1.9%	1.9%	17.2%	1.9%	19.1%	3.2%	7.6%	0.6%	7.6%

愛知県資料より抜粋

# 1 障害者虐待の定義

- 「**障害者**」は手帳を持つ人に限らず、日常生活や社会生活に相当な制限を受ける人を含む。18歳未満の方も。
- 虐待の加害者として定義されているのは
  - ・ **養護者** ... 家族、親族、同居人等
  - ・ **使用者** ... 雇用主や事業の経営担当者等
  - ・ **障害者福祉施設従事者等**

## 2 虐待の種類

- ① 身体的虐待
- ② 性的虐待
- ③ 心理的虐待
- ④ 放棄・放置 (ネグレクト)
- ⑤ 経済的虐待

具体的事例は  
P8～P10

# 「虐待」といいますが・・・

P6～7

身体的虐待	傷害罪 暴行罪 逮捕監禁罪 殺人罪
性的虐待	不同意わいせつ罪 不同意性交等罪
心理的虐待	脅迫罪 強要罪 名誉毀損罪 侮辱罪
放棄・放置（ネグレクト）	保護責任者遺棄罪
経済的虐待	窃盗罪 詐欺罪 恐喝罪 横領罪

上記刑事罰の対象となることもあります

# 虐待の具体的事例① 身体的虐待

P8

①暴力的行為

②本人の利益にならない強制による行為

③正当な理由のない身体拘束

• 具体的事例

- 殴る、蹴る 壁に叩きつける つねる あらゆる暴力行為
- 無理やり食べ物や飲み物を口に入れる 強要
- 不当な身体拘束

# 不当な身体拘束は「身体的虐待」

- 他者の行動を抑制する行為は**身体拘束**であり、正当な理由のない身体拘束は**身体的虐待**となる。

車椅子やベッドへの縛り付け  
ミトン型手袋の使用  
つなぎ服の着用  
職員による押さえつけ  
向精神薬の過剰服用（ドラッグ・ロック）  
居室への隔離（閉じ込め）

- 身体拘束については、後半で細かく解説します

## 虐待の具体的事例② 性的虐待

・あらゆる形態の性的な行為またはその強要

①裸にする

②性器への接触

③本人の前でわいせつな言葉を発する

④わいせつな映像を見せる

⑤裸の写真を撮影する

## 虐待の具体的事例③ 心理的虐待

- ①威嚇的な発言、態度
- ②侮辱的な発言、態度
- ③障害者や家族の存在や行為、尊厳を否定、無視するような発言、態度
- ④障害者の意欲や自立心を低下させる行為
- ⑤交換条件の提示
- ⑥心理的に障害者を不当に孤立させる行為
- ⑦その他著しい心理的外傷を与える行為

## 虐待の具体的事例④ 放置、放棄

- ①必要とされる支援や介助を怠り、障害者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為
- ②障害者の状態に応じた診療や支援を怠ったり、医学的診断を無視した行為
- ③必要な用具の使用を限定し、障害者の要望や行動を制限させる行為
- ④障害者の権利や尊厳を無視した行為またはその行為の放置
- ⑤その他職務上の義務を著しく怠ること

## 虐待の具体的事例⑤ 経済的虐待

本人の同意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること

- ①本人の同意なしに財産や預貯金を処分、運用する
- ②日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない
- ③本人の同意なしに年金等を管理して渡さない
- ④本来支払われるべき賃金を支払わない
- ⑤最低賃金未満で雇用する

# 手引きの8～10ページについて

- 「障害者福祉施設等における 障害者虐待の防止と対応の手引き」 8～10ページには、具体的な障害者虐待の事例が記載されています。
- ここに記載のある内容は、確実に虐待と認定されるものであるとご認識ください

# 従事者等による虐待の内訳(全国)

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待
2023年度	51.9%	11.0%	48.0%	6.9%	8.1%
2022年度	52.0%	13.8%	46.4%	9.5%	5.3%
2021年度	56.8%	15.3%	42.2%	5.4%	5.0%
2020年度	52.8%	16.1%	42.1%	7.4%	4.7%
2023愛知	35.7%	5.7%	30.7%	7.1%	20.7%

厚生労働省「都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等（調査結果）」より抜粋

# 1 障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した場合の通報義務

P11

虐待を受けたと思われる  
障害者を発見した人



通報義務

サービス管理責任者



通報義務

施設長・管理者



通報義務

市町村虐待防止センター

相談

相談

# 虚偽答弁に関する罰則・通報者の保護

P12

- 調査に対し虚偽の報告・答弁等行うと罰金に処されることも・・・「隠さない・嘘をつかない」
- 公的な虐待通報に関しては、一部守秘義務が解除される
- 通報は匿名でも可能であり、通報者の身元は保護される

## 4 虐待防止の責務と障害者や家族の立場の理解

P13

- 利用者、家族は「弱い立場」になりやすい
- 「お世話になっている」意識から、我慢してしまうことも多い
- 虐待に限らず、通常の支援を向上させ利用者ニーズが充足することによって問題が軽減し虐待防止につながることもある

## 5 虐待を防止するための体制について

P13～19

- (1)運営責任者の責務
- (2)運営基準の遵守
- (3)事業所としての体制整備

# (1) 運営責任者の責務 虐待のあった事業所に共通した課題

- ガバナンス（管理体制）
  - ・ 「理念」「使命」「長期目標」「コンプライアンス」等の欠如
  - ・ 役割分担や指揮命令系統、責任の所在が不明確
  - ・ 職員や関係機関との連絡調整が不十分
- 利用者支援・人材育成
  - ・ 組織的・計画的な採用と育成がなされていない
  - ・ 特に自閉症についての障害特性、行動障害の理解、支援について専門性の欠如
  - ・ 利用者支援におけるPDCAサイクル、組織的支援方法の欠如
  - ・ スーパービジョンの欠如
  - ・ 利用者支援における関係機関等の連携の欠如

## (2) 運営基準の遵守

- 人員、設備等の**基準を遵守**すること
- **虐待防止委員の設置、虐待防止研修受講等** . . .  
義務化された取り組みを確実に

### **(3) 事業所としての体制整備**

- **「虐待防止委員会」の設置**
- **虐待防止委員長 = 虐待防止責任者 = 管理者  
+ 虐待防止マネージャー を設置すること**

## 義務化されたポイント（R4.4～）

- **全**従業員への研修実施
- 虐待防止委員会の設置・従業員への周知徹底
- 虐待防止責任者の設置

身体拘束についてはのちほど

## (4) 虐待防止委員会の役割

P17

### ■ 虐待防止のための計画作り

- ・ 研修計画
- ・ 職場環境の確認と改善
- ・ マニュアルやチェックリスト作成
- ・ 掲示物等啓発ツールの作成

### ■ 虐待防止のチェックとモニタリング

- ・ 職員の自己点検を支援
- 現場での課題抽出

### ■ 虐待（不適切な対応事例）発生後の検証と再発防止策の検討

### ■ 身体拘束適正化委員会を兼ねることも可能

# 事業所の体制や通報のルールについては全ての職員に**周知**すること

P18

一例

虐待を受けたと思われる  
障害者を発見した人

施設長・管理者



報告



通報と協力



市町村虐待防止センター

- 事業所として上記のルールを定めていたとしても、全従業員に通報の義務があることは必ず周知しなければいけない

# 虐待防止に関するチェックリスト

- 虐待防止責任者がおり、虐待防止委員会が設置されているか
- 委員会の議事録はあるか
- 委員会で協議された内容が周知されているか
- 全職員が権利擁護に関する研修を受講しているか  
(いつ・誰が・どんな研修を受けたか記録しているか)
- 虐待防止規定が整備されているか

## 6 人権意識、知識や技術向上のための研修

P19  
No.6

### ■ (1)考えられる研修

- ①人権意識を高めるための研修
- ②職員のメンタルヘルスのための研修
- ③適切な支援のための知識・技術を獲得する研修
- ④事例検討
- ⑤利用者や家族等を対象にした研修

# 「1年に1回（以上）」について

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
	研修														研修



- 前回の委員会や研修等から1年以上の間隔が空いていると、それ以降の月が減算対象になる可能性があります。

## 7 虐待を防止するための取り組みについて

- ①管理者が日常的な支援場面を把握する
- ②性的虐待防止
  - ・できる限り同性介助になるよう配慮
  - ・勤務中のスマートフォン使用に注意
- ③経済的虐待防止
  - ・複数人で管理する体制をつくる
  - ・台帳等を適切に作成し、客観的な資料を残す

P21  
No.7～

風通しのよい職場環境にしておくこと

### (3) 虐待防止のための具体的な 環境整備

P23～

- ①事故・ヒヤリハット報告書、セルフチェックとPDCAサイクルの活用
- ②苦情解決制度の活用
- ③サービス評価やオンブズマン、相談支援専門員等外部の目の活用
- ④ボランティアや実習生の受入と地域との交流
- ⑤成年後見制度や日常生活自立支援事業の活用

## 8 協議会等を通じた地域の連携

P27

- 関係機関との協力関係や、外部の目を活かすことによって利用者の権利擁護を推進する
- 地域のネットワークに参加することで連携が生まれ、事業所内の意識付けも強化されていく
- 入所・GHで義務化された「**地域連携推進会議**」等も重要

## 虐待が疑われる事案があった場合の対応

- 通報者の保護
- 市町村・都道府県による事実確認への協力
- 虐待を受けた障害者や家族への対応
- 原因の分析と再発の防止
- 個別支援計画の見直しとサービス管理責任者等の役割
- 虐待した職員や役職者への処分等

P27～

## VII 身体拘束の廃止と支援の質の向上に向けて

P33～

- すべての人には自由に行動し生活する権利があるが、身体拘束はその自由を奪うものである。
- 本人の尊厳を侵害するだけでなく、身体能力等を低下させるおそれもあるため、慎重に対応しなければならない。

# 身体拘束の具体例

## ■ 身体拘束の具体例

- ①車椅子やベッド等に縛り付ける
- ②手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付ける
- ③行動を制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる
- ④支援者が自分の体で利用者を押さえ付けて行動を制限する
- ⑤行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- ⑥自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する

# やむを得ず身体拘束を行うとき

P34

- 三要件を満たすこと **切迫性 非代替性 一時性**
- 必要な手続きが行われていること
  - ① **組織による決定と個別支援計画への記載**
  - ② 本人・家族への十分な**説明（と同意）**
  - ③ （場合によっては）行政への相談、報告
  - ④ 必要な事項の**記録**(理由・利用者の様子・時間等・・・)
  - ⑤ 適切に実施していないと減算対象

# 不当な身体拘束は「身体的虐待」

- どうしても身体拘束をする時の三要件
  - ① **切迫性** . . . それをやらないと危険、体調悪化等のリスクがある
  - ② **一時性** . . . 拘束はずっと続くのではなくあくまで一時的なもの
  - ③ **非代替性** . . . 拘束に代わる手段がない

以上の条件を満たしたうえで、記録、同意といった対応をしていないといけない

# 身体拘束に関する義務化

- ①身体拘束を行う際は状況や時間、やむを得ない理由等を記録すること
  - ②身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的  
に開催するとともに、その結果を従業者に周知徹底すること
  - ③身体拘束等の適正化のための指針を整備すること
  - ④従業者に対し、研修を1年に1回以上実施すること
- ①～④を満たしていない場合に**減算あり**

# 身体拘束適正化委員会の役割

- 身体拘束ゼロに向けた取り組みを進めること
- 現在行われている身体拘束がルールに沿っているかの確認  
できれば拘束を無くしていくための方策の検討
- 職員の意識啓発・研修実施
- 利用者の人権を守る仕組みを整備すること

# 身体拘束に関する注意点

P35

- ただし、肢体不自由、特に体幹機能障害がある利用者が、残存機能を活かせるよう、安定した着座姿勢を保持するための工夫の結果として、ベルト類を装着して身体を固定する行為は、「やむを得ない身体拘束」ではなく、その行為を行わないことがかえって虐待に該当するため留意が必要です。

P39

- (前略) 「正当な理由」があるにもかかわらず、過度の「ベルト外し」によってかえって適切な支援が妨げられていたり、ベルトなしでは車椅子に乗車できないという理由でベッドに寝かせきりになってしまうといったかえって虐待を助長させるような対応がとられる (後略)
- 身体拘束に該当する行為とは、本人の身体の機能や行動を制限する目的で行われる各種の行為であると解されるため (中略) 目的に応じて適切に判断することが求められます。

# 身体拘束適正化に関する チェックリスト

- 身体拘束適正化委員会が開催されているか
- 委員会の議事録はあるか
- 委員会で協議された内容が周知されているか
- 全職員が身体拘束に関する研修を受講しているか  
(いつ・誰が・どんな研修を受けたか記録しているか)
- 身体拘束適正化に関する規定が整備されているか
- 身体拘束があった際は記録がされているか。
- 必要に応じて身体拘束に係る本人等への説明、同意があるか

## 6 行動障害のある利用者への適切な支援

P41～

- いわゆる「**強度行動障害**」の状態にある方が虐待に遭いやすい
- チームで対応し、適切な支援を心がけることで問題が軽減するケースも多い。
- 強度行動障害支援者研修などを有効に活用しましょう  
(重度障害者支援加算の算定要件)

# 強度行動障害に関する事業所向け支援

- 名古屋市所在の事業所

「名古屋市強度行動障害者支援事業」

- 名古屋市以外に所在の事業所

「愛知県強度行動障害者地域支援力強化事業  
伴走型コンサルテーション」

※事業所所在の市町村を通じて申し込み

## もし、あなたが不適切な支援を見かけたら・・・

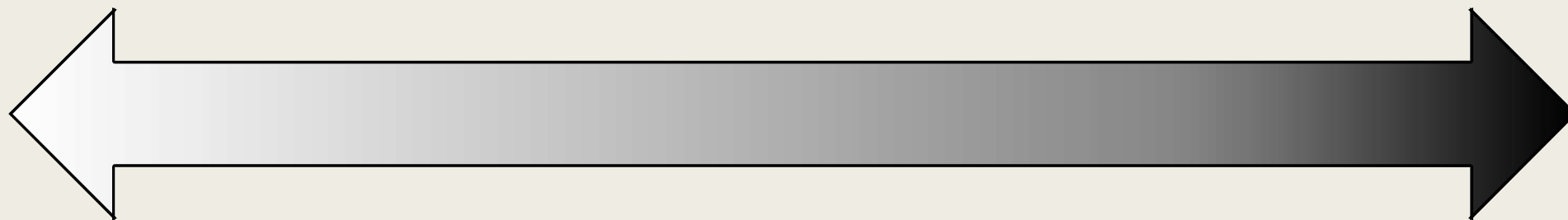
- 上司や管理責任者、虐待防止委員等に報告
- 市町村に設置された虐待防止センター・福祉課等に直接連絡
- 虐待かどうかは行政等が判断する

とにかく「なかったこと」にしない。通報はすべての人を救う

「虐待防止」とは、よりよい支援を  
目指すこと

適切

虐待



- グレーな支援があったとしても、少しずつ  
白い方に寄せていくこと・・・利用者の生  
活の質の向上、権利擁護を推進すること

本人の希望：**意思決定支援**